

国 総 建 第 3 0 9 号

平成 2 0 年 3 月 1 0 日

各地方整備局等建設業担当部長 あて

各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 0 年 1 月 3 1 日国土交通省令第 3 号）が制定されるとともに、平成 2 0 年 1 月 3 1 日付け国土交通省告示第 8 5 号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

今後標記の件については別紙により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは平成 2 0 年 4 月 1 日より適用する。

なお、平成 7 年 1 2 月 4 日付け建設省経建発第 2 9 7 号をもって通知した「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」は平成 2 0 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

## 別 紙

### 建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱い

#### 第一 許可関係事務の取扱い

##### 一 合併に伴う諸届出

###### (1) 吸収合併の場合

① 合併により消滅することとなる会社（以下「消滅会社」という。）に係る届出  
会社法（平成 17 年法律第 86 号）上、合併契約において定めた効力発生日（以下「合併期日」という。）に合併の効力が発生するため、合併期日以降、消滅会社は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 号に該当するものとして、同条の規定による届出をしなければならない。

② 吸収合併後存続している会社（合併期日後合併登記前の状態を含む。以下「存続会社」という。）に係る届出

存続会社においても、吸収合併に伴い、既に受けている許可に関し営業所の専任技術者を変更する等、法第 11 条の届出をなすべき実態が生じた場合は、当該届出をしなければならない。

###### (2) 新設合併の場合における消滅会社に係る届出

会社法上、会社の新設合併の効果が生じるのは合併登記後であるが、通常は、合併期日を定め、合併登記をまず合併期日以後は実態上新設会社（新設合併に伴い設立される会社をいい、合併期日後合併登記前の状態を含むものとする。以下同じ。）として活動することとなると考えられる。したがって、このような新設会社への移行の実態的内容に着目し、次のとおり取り扱うものとする。

① 合併期日において、消滅会社の従業員が新設会社の実態上所属することとなる等消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなる場合

消滅会社は、法第 11 条第 5 項に該当し、合併期日から 2 週間以内に同項の届出をしなければならない。

ただし、法第 12 条第 5 号に該当するものとして同条の届出（いわゆる廃業届）をした場合にはこの限りでない。

② ①以外の場合で合併期日以後残務整理等を行い合併登記前に段階的に新設会社に移行する場合

消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなり、又は廃業した段階で法第 11 条第 5 項又は第 12 条第 5 号に該当するものとして、これらの規定による届出をしなければならない。

③ ①及び②以外の場合（合併登記の段階で消滅会社の実態が消滅する場合）

法第 12 条第 2 号に該当するものとして、同条の規定による届出をしなければならない。

##### 二 合併に伴う建設業の許可申請の取扱い

###### (1) 合併に際し建設業許可申請が必要となる場合

消滅会社が合併以前に受けていた建設業の許可については、合併により当然承継されるものではなく、

① 吸収合併においては、存続会社が許可を受けておらず消滅会社のみが許可を受けていた業種について、

① 新設合併においては、新設会社が許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。

また、吸収合併の場合、存続会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

## (2) 合併に際し許可申請を行う時期

### ① 吸収合併の場合

会社法上、吸収合併の効力が生じるのは合併期日であることから、存続会社による許可申請が必要となる場合の当該許可申請は合併期日後に行われることとなること。

なお、当該申請に当たっては、「建設業許可事務ガイドラインについて」(平成13年4月3日付け国総建第97号)【第三条関係】四に従い、存続会社の既に受けている許可の更新と併せて一件として許可(いわゆる一本化)することができることに留意すること。

### ② 新設合併の場合

新設合併の場合においては、会社法上、合併の効果が生じ新設会社が設立されるのは合併登記時であるので、新設会社による許可申請は合併登記後に行われることとなること。

## (3) 手続における配慮

事業の空白期間をなるべく生じさせないという観点から、新会社(存続会社及び新設会社をいう。以下同じ。)による許可申請に当たっては次の事項に留意し、可及的速やかに処理すること。

### ① 事前打合わせの実施

審査の円滑な実施のため、合併により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打合わせを行うよう、建設業者(許可申請をすることとなる者を含む。)を指導すること。

### ② 消滅会社の許可の取消し時期との関係

新会社に対する許可は、消滅会社に係る同種の許可の取消し前においても行うことができるものであること。

### ③ その他の留意事項

消滅会社から新会社への移行に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、(3)に掲げる取扱いとは合併に伴う許可申請についての行政手続法(平成5年法律第88号)第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではないこと。

## 三 関連する手続相互の整合性の確保

一及び二に掲げる手続きについては、建設業者の間相互に直接の関係を有するものではなく、例えば消滅会社の廃業届等が提出される前に新会社の許可申請も可能である等前後関係に特段の制約はないが、これらの手続は一連のものであり、関係建設業者(許可申請をすることとなる者を含む。)が相互に協調しつつ、許可行政庁と十分に

打ち合わせて、整然と手続が進められるよう、これらの関係建設業者を指導すること。

#### 四 消滅会社に係る施工中の建設工事の取扱い

消滅会社が施工中の建設工事で合併期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と消滅会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、合併前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導すること。

なお、建設業の許可に関しては、消滅会社に係る許可が取り消された場合において、新会社は合併登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、新会社は、二（1）に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

### 第二 経営事項審査関係事務の取扱い

#### 一 合併後の経営事項審査を受けることができる時期及び審査基準日

（1）建設会社の合併という組織形態の変更に応じて、新会社の経営事項審査は、可及的速やかに新会社の実態に即した客観的事項の評価とすることを可能とするため、合併後最初の事業年度終了の日をまたず、新会社の経営事項審査を行うことができるものとする。

（2）この場合、審査基準日は、次によるものとする。

① 吸収合併については、合併期日

② 新設合併については、新設会社の設立の日である合併登記の日

（3）その他以下の事項に留意すること。

① 吸収合併の場合に、存続会社の事業年度終了の日で合併直前のものを審査基準日とする経営事項審査（以下「合併直前経審」という。）を既に受けている場合に、（2）の審査基準日に係る経営事項審査（以下「合併時経審」という。）を受けることを当該存続会社に義務付けるものではないこと。

したがって、この場合、存続会社が合併直前経審を受けているときは、合併時経審を受けない場合でも法第27条の23第1項違反にはならず、合併後その次の事業年度終了の日以降の経営事項審査において合併後の状態を評価されるまでの間は、合併直前経審が有効であること。

② 存続会社となる会社は、合併前に法第27条の23第1項違反とならない限り、合併直前経審を受けずに、合併時経審のみを受ければ足りるものであること。また、存続会社が合併後に経営事項審査を受けようとする場合には、合併直前経審ではなく、合併時経審を受けるよう指導すること。

③ 業種毎に時点の異なる評価が並存するのは望ましくないことから、合併後に存続会社から合併時経審の申請がある場合には、公共事業を請け負う可能性のあるすべての業種につき審査を受けるものとし、特定の業種を選択して審査を受けることのないよう指導すること。

④ 存続会社が合併直前経審及び合併時経審の両方を受けた場合においては、合併時経審の通知に併せて合併直前経審に係る通知を撤回するには及ばないものであるが、再審査の場合（建設業法施行規則第21条）にならい、既に法第27条の29

第3項の規定により合併直前経審の結果を通知した発注者に対しては合併時経審の結果を通知するとともに、以後同項の規定により発注者の請求があった場合には合併時経審の結果を通知すること。

## 二 審査方法の細目

(1) 吸収合併の場合における合併時経審の各審査項目の審査方法の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

### ① 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高

年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高については、一(2)による審査基準日の翌日の直前2年又は直前3年の存続会社及び消滅会社の完成工事高の合計額をもって審査するものとする。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次のいずれかの額をもって申請させ、これを審査して差し支えないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

イ 存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額

ロ 存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額（一(2)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合に限る。）

### ② 技術職員数

技術職員数については、一(2)による審査基準日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。

### ③ 自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額の各項目については、次に掲げる方法により審査することとする。

(当期の数値)

一(2)による審査基準日における財務諸表を作成させ、これにより審査する。

(前期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査する。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次に掲げる方法によるものを当期の数値及び前期の数値として審査して差し支えないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

(当期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査する。ただし、一(2)による審

査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算（直前の事業年度終了の日における決算をいう。以下同じ。）の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査することができる。

（前期の数値）

存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査する。ただし、一(2)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算の前々期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査することができる。

また、これらの取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

イ 信頼性を担保するため、審査基準日における財務諸表、存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算又は存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算は、原則として公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明があるものに限ること。

ロ 財務諸表の科目等を合算する際には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に定める方法に準じて、各会社に係る投資勘定とこれに対応する資本勘定がある場合には相殺消去を行い、その他必要とされる項目についても同様に相殺消去を行うこと。

また、存続会社と消滅会社とで決算期が異なる場合においては、存続会社の直前の事業年度の終了の日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の直前の事業年度終了の日における財務諸表の科目等（その日が存続会社の直前の事業年度終了の日の3月以上前の日であるときは、存続会社の直前の事業年度終了の日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等）の数値を、存続会社の基準決算の前期の決算日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の基準決算の前期の決算日における財務諸表の科目等（その日が存続会社の基準決算の前期の決算日の3月以上前の日であるときは、存続会社の基準決算の前期の決算日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等）の数値をそれぞれ用いること。

④ 営業年数

営業年数については、存続会社の営業年数とする。

⑤ 法令遵守の状況

法令遵守の状況について、審査基準日の翌日の直前1年における存続会社の法令遵守の状況を審査するものとする。

⑥ 監査の受審状況

監査の受審状況については、存続会社の直前の事業年度の終了の日の状況を審査するものとする。

⑦ 上記項目以外の項目については、一(2)による審査基準日における状況に基づ

き申請させ、これを審査するものとする。

- (2) 新設合併の場合における合併時経審の各審査項目の審査方法の取扱いは、「協業組合等の取扱いについて」（平成6年9月29日付け建設省経建発第304号都道府県建設業主管部長あて建設省建設経済局建設業課長通知）に示されているところであり、次の項目以外の項目については吸収合併における取扱いと同様である。

① 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高

新設合併を営業の譲渡とみなして、経審課長通知記I 1(1)リの建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合の取扱いに準拠して算定する。なお、額の確定までに相当の時間を要する場合においてやむを得ないと認められるときの取扱いについては、吸収合併の場合と同様とし、この場合消滅会社の任意の一社を存続会社とみなすものとする。

② 技術職員数

技術職員数については、設立時における状況に基づき申請させ、これにより審査する。

③ 自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額の各項目については、次に掲げる方法により審査することとする。

(当期の数値)

自己資本額については設立時の開始貸借対照表の自己資本額をもって、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額については消滅会社の最終の事業年度に係る決算に基づき各社の数値を合算したものをもって審査する。

(前期の数値)

消滅会社の任意の一社(②において(前期の人数)を算出する際に存続会社とみなした消滅会社がある場合には、同一の消滅会社とする。)を存続会社とみなした上で、当該存続会社の最終の事業年度に係る決算の前期の決算日における各社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査する。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときの取扱いその他の留意事項については、吸収合併の場合と同様とし、(1)

③ロを準用するに当たっては、消滅会社の任意の一社を存続会社とみなすものとする。

④ 営業年数

消滅会社の営業年数の算出平均により得た値によるものとする。

⑤ 法令遵守の状況

法令遵守の状況については、消滅会社が法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられていた場合でも新設会社においては減点して審査しないものとする。

⑥ 監査の受審状況

監査の受審状況については、直前の事業年度終了の日における消滅会社の状況を審査し、全ての消滅会社が監査を受審している場合に加点する。

- (3) 合併後最初の事業年度終了の日以降に受ける経営事項審査の取扱いは、次に定

めるもののほか、一般の経営事項審査の取扱いと同様とする。

① 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高

審査基準日から起算して2年以内（年間平均完成工事高の算定に当たって3年平均を用いる場合は、審査基準日から起算して3年以内）に吸収合併した場合は、経審課長通知記I 1(1)リに定めるところにより、審査基準日から起算して2年以内（年間平均完成工事高の算定に当たって3年平均を用いる場合は、審査基準日から起算して3年以内）に新設合併の場合は、新設合併を営業の譲渡とみなして、経審課長通知記I 1(1)リの建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合の取扱いに準拠して、それぞれ算定する。

② 技術職員数

合併後最初の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「合併後経審」という。）を受けるに当たって、技術職員数は合併後最初の事業年度終了の日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。

③ 自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

合併後経審を受けるに当たって、自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額の各項目については、次に掲げる方法により審査することとする。

（当期の数値）

合併後最初の事業年度終了の日における財務諸表をもって審査する。

（前期の数値）

吸収合併の場合は、一(2)による合併時経審の審査基準日における財務諸表を作成させ、これにより審査する。また、新設合併の場合は、自己資本額については設立時の開始貸借対照表の自己資本額をもって、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額については消滅会社の最終の事業年度の決算に基づき各社の数値を合算したものををもって審査する。

④ 営業年数

新設会社については、消滅会社の営業年数の算出平均により得た値に新設会社の営業年数を加えたものとする。

⑤ 法令遵守の状況

存続会社については、合併後最初の事業年度終了の日の翌日の直前1年における存続会社の法令遵守の状況を審査するものとする。

新設会社については、設立の日から合併後最初の事業年度終了の日までの間の新設会社の法令遵守の状況を審査するものとする。

### 三 総合評定値請求書の記載方法

合併時経審及び合併後最初の事業年度終了の日以降初めて受ける経営事項審査の申請については、建設業法施行規則別記様式第25号の11の総合評定値請求書様式中「備考（組織変更等）」欄に、合併登記の日（吸収合併の合併契約において合併期日が定められている場合には、合併登記の日及び合併期日）及び吸収合併又は新設合併の別を記載するよう指導すること。なお、合併登記前に存続会社が申請する合併時経審においては、合併登記の日は「未了」と記載すること。



#### 四 総合評定値通知書の取扱い

合併時経審及び合併後最初の事業年度終了の日以降初めて受ける経営事項審査の申請については、発注者に対して合併に伴う特例的取扱いによる経営事項審査であること等を明らかにするため、規則別記様式第25号の12の「行政庁記入欄」の下に、合併登記の日（吸収合併の合併契約において合併期日が定められている場合には、合併登記の日及び合併期日）及び吸収合併又は新設合併の別を記載すること。なお、合併登記前に存続会社が申請した合併時経審においては、合併登記の日は「未了」と記載すること。